

議案第25号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定
により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条
例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

121,800円
66,500円
66,500円
50,100円
46,500円
22,500円
19,400円
17,400円
15,400円
14,300円

を

123,700円
67,600円
67,600円
50,900円
47,200円
22,900円
19,700円
17,700円
15,600円
14,500円

に改める。

別表第2中「4,000円」を「4,100円」に、「4,400円」を「5,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。